

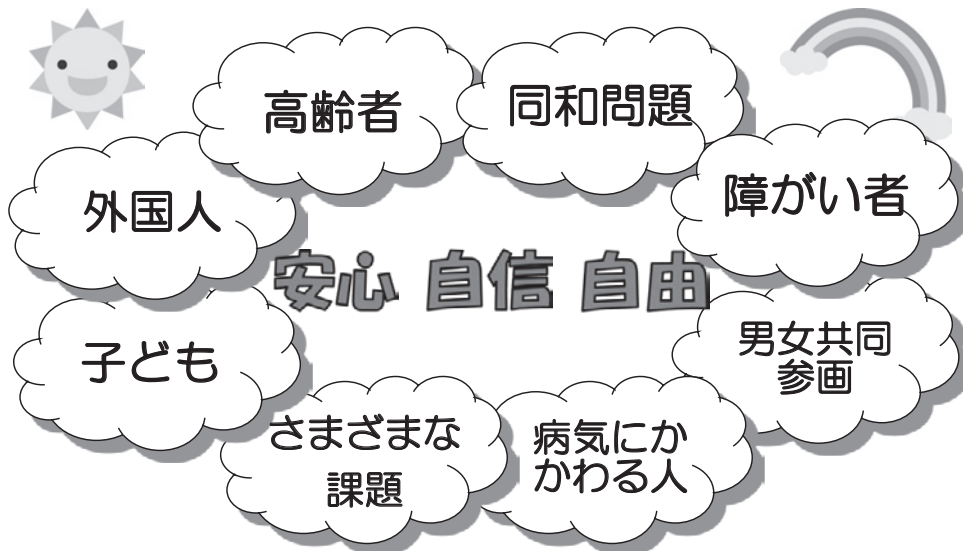
心ゆたかに

—部落差別をはじめあらゆる差別をなくするために—

2017年(平成29年)8月1日 米子市市民人権部人権政策課 TEL(0859)23-5415

米子市人権情報センターを紹介します

米子市人権施策基本方針・推進プラン



※さまざまな課題
犯罪被害者等、性的マイノリティ、生活困難者、刑を終えて出所した人等、インターネットにおける人権侵害

センターでは、「米子市人権施策基本方針」に基づく8つの人権問題の分野を中心に情報収集及び提供をおこなっています。

◆場 所◆

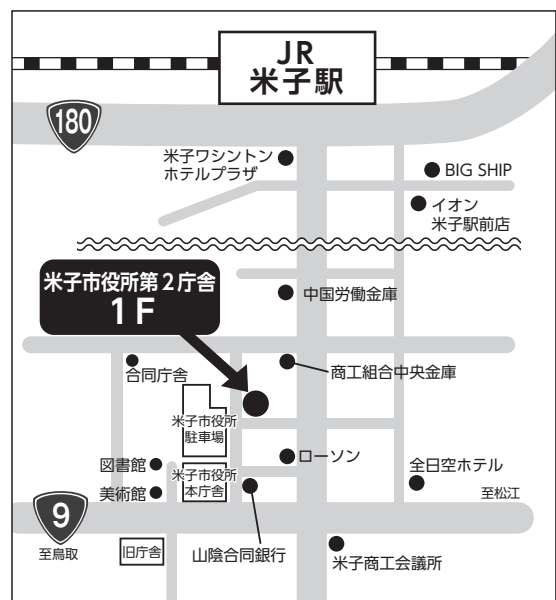
米子市役所第2庁舎1階(米子市役所駐車場向かい側)
JR米子駅より徒歩約10分
市役所前バス停より徒歩約7分
だんだんバス市役所入口より徒歩約3分
お車でお越しの方は、米子市役所駐車場
をご利用ください。

◆開館時間◆

月曜日～金曜日(ただし、祝日・年末年始を除く)
午前8時30分～午後6時

米子市人権情報センター

〒683-8686 鳥取県米子市東町161番地2
Tel 0859-37-3183 Fax 0859-37-3184
ホームページ <http://www.city.yonago.lg.jp/jinken/>



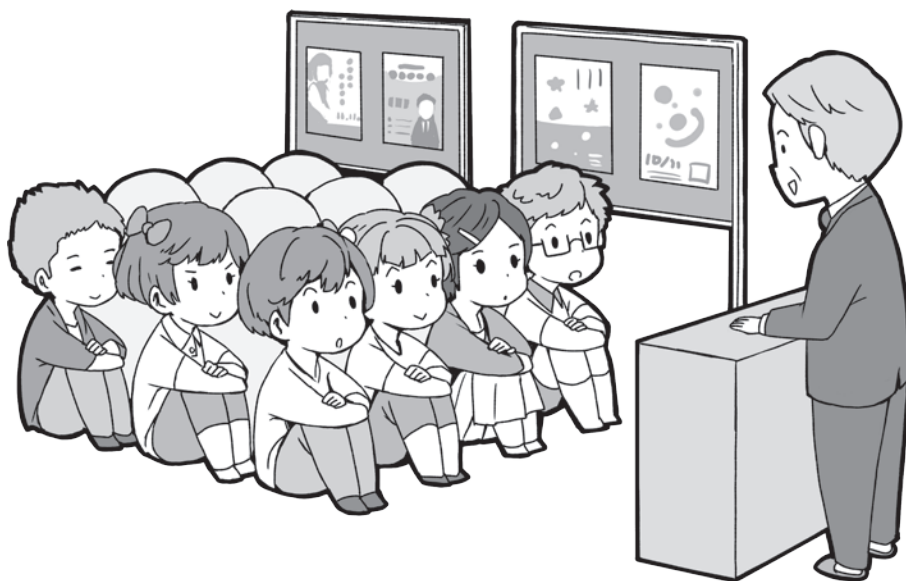
センター設立の目的

米子市人権情報センターは、市民のみなさんの基本的人権が尊重され、誰もが幸せに生きることができる社会にするため、人権に関する情報提供・学習支援の促進を図ることを目的に、1999年（平成11年）4月1日に設立されました。

センターの役割

- ・人権問題に関する情報の提供
（資料・図書・DVD・ビデオの閲覧・貸出、啓発紙・ホームページの作成など）
- ・人権学習に関する相談・支援
（講演・研修会の開催、パネルの展示・貸出など）
- ・人権問題の調査研究
（資料の収集・記録・保存など）

センター内での学習風景



センターでは、小学生を対象とした人権学習もおこなわれています。米子市では差別をなくすためにどのような施策を推進しているのかなど、人権についての知識をふかめたり、人権感覚を磨いたりする学習の場になっています。

センターの様子

「交流スペース」

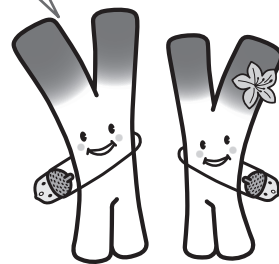
本を読んだり、借りたり、自由に学習できたりします。鳥取県人権文化センターが作成した啓発パネルも展示しています。

「DVD・ビデオコーナー」

貸出可能なDVD・ビデオテープをそろえています。センター内のDVD（ビデオ）を自由にご覧いただけるテレビ & ビデオデッキもあります。



どなたでも利用できます



「図書コーナー」

どなたでも自由にご覧いただけますし、貸出もしています。子ども・男女共同参画・障がい者・高齢者・病気にかかわる人・同和問題・外国人の人権の本を中心にそろえています。



図書・DVDの貸出

貸出方法

貸出カードに住所、氏名、連絡先を記入していただきます。

貸出数と貸出期間

図書5冊、DVD（ビデオ）3本まで。貸出期間は2週間です。

返却方法

人権情報センター内受付カウンターまでお持ちいただくか、市役所第2庁舎玄関前の「おかえりBOX」へ投函してください。



このほかにも「誰でも人権アカデミー」、「よなごの人権フォーラム」などの研修会・講演会を主催しています。また図書コーナーでは、全国各地の人権啓発資料、月刊「部落解放」・「人権と社会」・「ヒューマンライツ」、及び「解放新聞」等の各種資料もそろえています。

たくさんの皆様のご参加・ご来館をお待ちしています。



部落解放月間 7/10～8/9

部落解放月間は、「同和対策事業特別措置法」が施行された昭和44年7月10日を記念して、鳥取県が同和問題の早期解決を目指して、昭和45年に制定したものです。

この期間中は、米子市では「誰でも人権アカデミー」をはじめとする啓発活動をしています。

『部落差別の解消の推進に関する法律』が平成28年12月に施行されました。

部落差別は許されないものであるとの認識の下に、部落差別のない社会を実現することを目的として「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。すべての国民が等しく基本的人権を享受する個人として尊重されるという憲法の理念にのっとり、部落差別の解消を推進するための国及び地方公共団体の責務を定めています。

私たち一人ひとりがまず同和問題を正しく理解すること、そして同和問題を自分の問題として考え、「差別をしない・させない」意識を持って、行動することが大切です。

○同和問題とは、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態におかれることを強いられ、今なお、日常生活の上でいろいろな差別を受けるなど、日本固有の人権問題です。
なぜ、生まれたところや住んでいるところだけを理由に差別を受けなければならないのでしょうか。



誰でも人権アカデミー 《場所》 人権情報センター

講師：北浦 弘昭さん
きたうら ひろあき
(鳥取県警察本部サイバー犯罪対策室)
テーマ：「サイバーセキュリティ対策」
日時：平成29年8月2日(水)
14:00～16:00

講師：伊木 第一郎さん
いぎ ていいちろう
(元小学校校長)
テーマ：「大山口列車空襲について」
日時：平成29年8月9日(水)
14:00～16:00

講師：土肥 いつきさん
どひ
(セクシャルマイノリティ・教職員ネットワーク副代表・トランスジェンダー生徒交流会世話人)
テーマ：「ありのままのわたしを生きる」ために
日時：平成29年8月21日(月)
14:00～16:00

講師：中倉 茂樹さん
なかくら しげき
(止揚の会事務局 徳島県西部青年の会『友輝』)
テーマ：「ぬくもりを感じて ～止揚の生み出すもの～」
日時：平成29年9月14日(木)
19:30～21:00
※場所：米子市役所本庁舎4階401会議室

《参加無料・事前申込み必要》

■問合せ先：人権政策課 (TEL 37-3183)